

教私第2116号
平成29年7月31日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

標記について、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、同省同局健康教育・食育課長及び同省高等教育局高等教育企画課長から連絡がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 橋本 (06-6941-0351 内 4858)

幼稚園振興グループ 中川 (06-6941-0351 内 4859)

総務・専各振興グループ 後川 (" 内 4862)